公開買付開始公告

各　位

2026年11月16日

東京都大田区羽田一丁目１番３号
株式会社Wisdom
代表取締役　渡邉　美樹

株式会社Wisdom（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を下記により行いますのでお知らせいたします。

記

１．公開買付けの目的

公開買付者は、本公開買付けを通じたワタミ株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の取得及び所有等を目的として2026年10月２日付で設立された株式会社です。本公告日現在、対象者の代表取締役会長兼社長ＣＥＯである渡邉美樹氏（以下「渡邉氏」といいます。）及び対象者の取締役常務執行役員である渡邉将也氏の２名が発行済株式の全てを所有する資産管理会社であり、対象者株式11,460,425株（注１）（所有割合（注２）：28.57%）を所有する対象者の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社である株式会社乾為天（以下「乾為天」といいます。）が公開買付者の発行済株式の全てを所有し、渡邉氏が公開買付者の代表取締役を務めております。また、本公告日現在、渡邉氏は対象者株式6,536株（所有割合：0.02%）を、渡邉将也氏は対象者株式18,997株（所有割合：0.05%）を、それぞれ所有しております。なお、本公告日現在、公開買付者は、対象者株式100株（所有割合：0.00%）を所有しております（注３）。

（注１）　当該11,460,425株については、乾為天が直接所有する株式である9,760,425株（所有割合：24.33%。以下「乾為天直接所有株式」といいます。）及び、乾為天を委託者、三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）を受託者として締結した2024年６月28日付担保株式管理処分信託契約書に基づき同社に信託している同社名義の対象者株式の全て（1,700,000株。所有割合：4.24%。以下「本信託対象株式」といいます。）の合計数です。

（注２）　「所有割合」とは、対象者が2026年11月13日に公表した「2027年３月期　第２四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年９月30日現在の発行済普通株式総数（42,684,880株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,571,678株）を控除した株式数（40,113,202株）（以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下所有割合の記載において同じとします。

（注３）　公開買付者は、対象者に対して株主名簿の閲覧謄写請求を行うことを目的として、2026年11月13日を取得日として、対象者株式を対象者の従業員から相対取引により１株につき858円で取得しております。

今般、公開買付者は、対象者株式を非公開化することを目的として、対象者株式の全て（但し、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役（監査等委員であるものを除きます。）、取締役を兼務しない執行役員及び従業員に付与された対象者の譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式（以下に定義します。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）（注４）に該当し、渡邉氏は、本取引後も現在と同じ対象者の代表取締役会長兼社長ＣＥＯとして、引き続き対象者の経営にあたることを予定しております。

（注４）　「マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）」とは、一般に、公開買付者が対象者の役員又は対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である場合における公開買付けをいいます。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2026年11月13日付で、乾為天との間で応募・不応募契約を締結し、①その所有する乾為天直接所有株式の全て（9,760,425株。所有割合：24.33%）について本公開買付けに応募しないこと、②三井住友信託銀行の同意が得られることを条件として、三井住友信託銀行に対して本信託対象株式を本公開買付けに応募するよう指図すること、③本公開買付け成立後、臨時株主総会において、対象者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づいて行う対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）に関連する議案に賛成すること（三井住友信託銀行から本信託対象株式を本公開買付けに応募することについての同意が得られなかった場合に、本信託対象株式について、受益者として賛成の議決権の行使にかかる指図権を行使することを含みます。乾為天が本公開買付けに応募しない対象者株式を以下「本不応募合意株式（乾為天）」といいます。）、及び④本株式併合の効力発生日以後、対象者が有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、乾為天は、本不応募合意株式（乾為天）のうち本株式併合によって端数にならなかった乾為天が所有する対象者株式の全てを公開買付者に移管すること（以下「本株式移管」といいます。）に合意しております。

また、公開買付者は、2026年11月13日付で、対象者の主要株主かつ第二位株主であるサントリー株式会社（以下「サントリー」といいます。）との間で不応募契約を締結し、①その所有する対象者株式の全て（5,421,600株。所有割合：13.52%。以下「本不応募合意株式（サントリー）」といい、本不応募合意株式（乾為天）と併せて「本不応募合意株式」といいます。なお、本不応募合意株式（本信託対象株式を含まない場合）の合計は15,182,025株（所有割合：37.85%）です。）について本公開買付けに応募しないこと、②本公開買付けの成立後、臨時株主総会において本株式併合に関連する議案に賛成すること、及び③本株式移管の完了後、実務上可能な限り速やかに、公開買付者が発行する種類株式を対価に本不応募合意株式（サントリー）を取得することを目的として、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、サントリーが本株式交換を通じて公開買付者への再出資を行うことを合意しております。

２．公開買付けの内容

(1) 対象者の名称　　ワタミ株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類　　普通株式

（注）　対象者は、本公告日現在において、対象者株式以外にＡ種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）120株を発行しておりますが、本優先株式は議決権のない株式であって、当該株式の取得と引き換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式であるため、法第27条の２第１項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第６条第１項に定める「株券等」に含まれない有価証券を規定した発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第２条第１号に該当し、法第27条の２第５項及び令第８条第５項第３号に定める全部勧誘義務の対象とはならないため、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘はいたしません。

(3) 買付け等の期間

①　届出当初の期間

2026年11月16日（月曜日）から2026年12月28日（月曜日）まで（30営業日）

②　対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③　期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格　　普通株式１株につき、金1,284円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	24,931,077（株）	11,545,500（株）	－（株）
合計	24,931,077（株）	11,545,500（株）	－（株）

（注１）　本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（11,545,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,545,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２）　本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（24,931,077株）を記載しております。当該最大数は、本基準株式数（40,113,202株）から乾為天直接所有株式（9,760,425株）、本不応募合意株式（サントリー）（5,421,600株）及び公開買付者が所有する対象者株式（100株）を控除した株式数（24,931,077株）です。

（注３）　単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注４）　本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 応募の方法及び場所

①　公開買付代理人

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

②　本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。）。

オンライントレード（https://trade.smbcnikko.co.jp/）（以下「日興イージートレード」といいます。）による応募株主等は、日興イージートレードログイン後、画面より「日興イージートレード　公開買付け取引規程」を確認の上所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イージートレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）における日興イージートレードのご利用申込みが必要です。

③　応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

④　本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

⑤　公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります（注１）。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知（注２）を行っていただく必要があります。

⑥　外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注２）をご提出いただく必要があります。なお、日興イージートレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

⑦　日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注３）の適用対象となります。

⑧　公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

（注１）　口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

（注２）　本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの（通知カードは除く。）は６ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。
なお、2027年４月１日に施行予定の「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。その後の改正を含みます。）」の改正に先立ち、ご用意いただく本人確認書類及び番号確認書類等が順次変更となります。詳細につきましては、公開買付代理人のホームページよりご確認、又は公開買付代理人にお尋ねください。

＜個人＞

<table>
<tr><td rowspan="3">A．番号確認書類
（いずれか１点）</td><td colspan="2">個人番号カード（両面）（※１）</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知カード</td></tr>
<tr><td colspan="2">住民票の写し（個人番号あり）（※２）</td></tr>
<tr><td rowspan="10">B．本人確認書類
（写真あり１点又は写真なし２点）</td><td rowspan="6">写真あり</td><td>運転免許証（運転経歴証明書）（※３）</td></tr>
<tr><td>在留カード</td></tr>
<tr><td>特別永住者証明書</td></tr>
<tr><td>パスポート（※４）</td></tr>
<tr><td>各種福祉手帳</td></tr>
<tr><td rowspan="5">写真なし</td><td>各種健康保険の資格確認書（※３）</td></tr>
<tr><td>国民年金手帳</td></tr>
<tr><td>印鑑証明書</td></tr>
<tr><td>住民票の写し（※２）</td></tr>
</table>

＜法人＞

A．本人確認書類 （いずれか１点）	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B．番号確認書類 （いずれか１点）	法人番号指定通知書
	法人番号情報（※５）
C．口座開設取引担当者（代表者等）個人の本人確認書類 （いずれか１点）	運転免許証（※３）
	個人番号カード（表）
	各種健康保険の資格確認書（※３）
	パスポート（※６）

（※１）　番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。

（※２）　発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。

（※３）　裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。

（※４）　住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年２月４日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。

（※５）　法人番号情報は、国税庁ＨＰの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。

（※６）　2020年２月４日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類１点」又は「納税証明書等の補完書類１点」の写しをご提出いただく必要があります。

＜外国人株主等＞

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注３）　株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

(8) 決済の開始日　　2027年１月６日（水曜日）

(9) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イージートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(10) 株券等の返還方法

下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,545,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,545,500株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第３号イ乃至チ及びヌ、第５号に関連する府令第26条第４項第４号、第５号及び第７号、並びに令第14条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第１項に定める行為を行った場合は、府令第19条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④　応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付する等の方法によりお手続ください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。

なお、日興イージートレードにおいて応募された契約の解除は、日興イージートレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

（その他のＳＭＢＣ日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(10) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤　買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥　訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の８第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして府令第24条第６項で定める場合を除き、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦　公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表します。

３．公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社Wisdom　　東京都大田区羽田一丁目１番３号

株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

以上